

## 予防接種の接種間隔の見直しについて

### ○現状

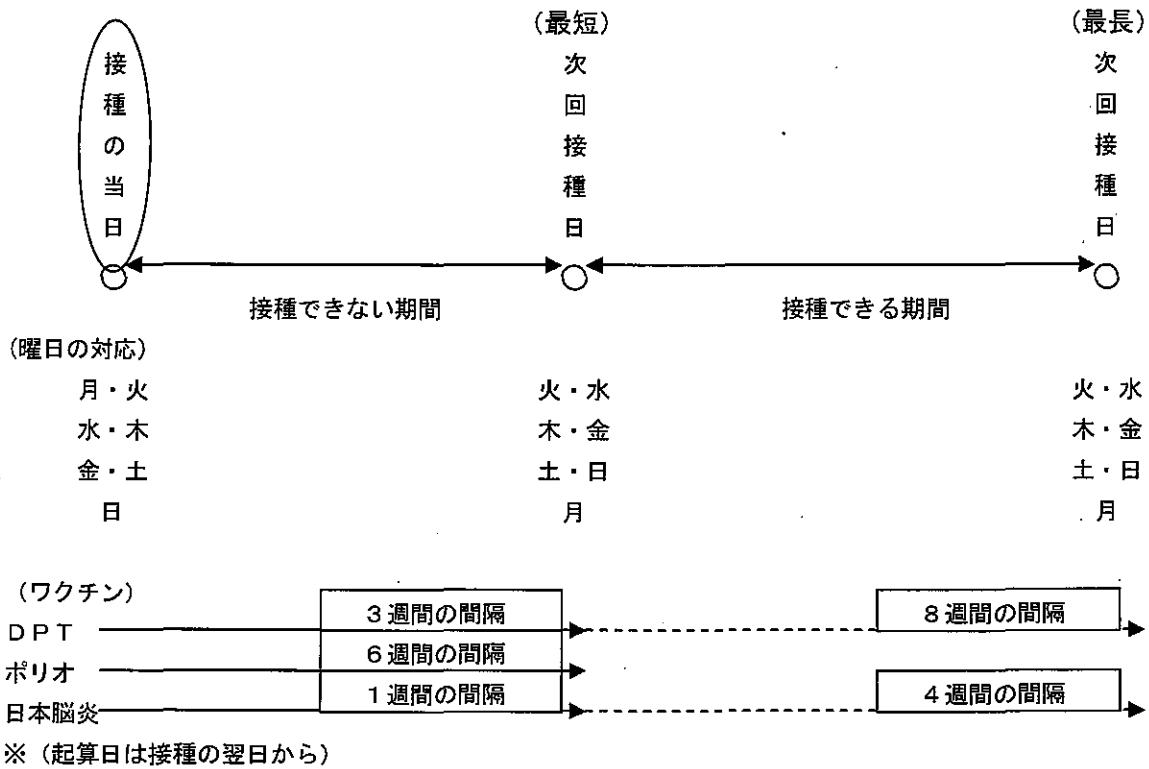
現在、定期予防接種において、定期予防接種対象期間中に複数回接種を実施する場合の接種間隔は、予防接種実施規則第9条、第12条及び第15条にて、対象疾病、使用ワクチンごとに定められている

対象疾病	使用ワクチン	対象者	接種回数	接種間隔
ジフテリア 百日せき 破傷風	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (DPT)	1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	3回	3週間から8週間まで
急性灰白髄炎 (ポリオ)	経口生ポリオワクチン	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	2回	6週間以上
日本脳炎	日本脳炎ワクチン	1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	2回	1週間から4週間まで

### ○予防接種法における接種間隔の考え方

接種間隔における起算日の捉え方については、予防接種法には日の起算に関する条項は定めていないことから、民法第140条「(初日不起算の原則)：期間を定むるに日、週、月又は年を以てしたるときは期間の初日は之を算入せず但其期間が午前零時より始まるときはこの限りに在らずより接種日はその起算に含まず、接種の翌日より起算を開始するものとする。」により、起算の初日は接種の翌日からをもって始まるとされている。

(現行の接種間隔の図表)



### ○改正の要望

この点に関して、各地の医療現場より、先に週単位での起算から日単位への起算に改めた異種ワクチン同士の接種間隔に倣い、接種間隔を日単位に変更することに併せて、接種間隔の起算についても初日を起算に含み、次の接種日が先に接種した日の○週間後となるよう、要望されているところもある。また、先般、開催された全国衛生部長会より別添のとおり要望があり、本検討会にて解消に向けて検討する旨回答したところである。

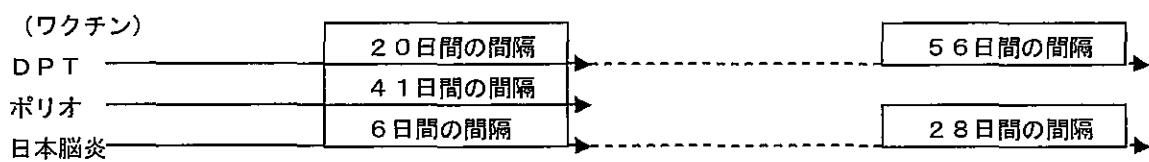
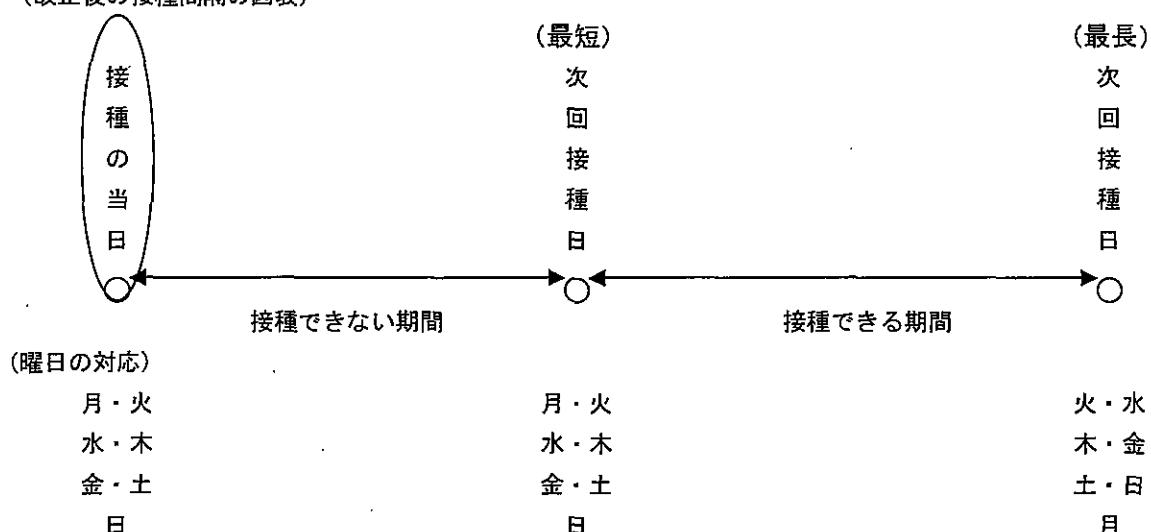
### ○解消方法案

接種間隔の起算における初日不起算の在り方は、予防接種法において特段にか日の起算に関する条文がない限り、民法にその根柢を委ねるしかないと考

られる。そのうえで、週単位から日単位への起算に変更し、長年にわたる医療現場での慣習に基づき、接種した日の次回の最短の接種日が同じ曜日であるようになるには、前に接種した日と次に接種する日の間隔が〇週分マイナス 1 日になるようあればよいわけであり、接種間隔の表記が以下のようにあると良いと考えられる。

(ワクチン)	(現行)	(改正案)
DPT	3週間から8週間まで	20日から56日まで
ポリオ	6週間以上	41日以上
日本脳炎	1週間から4週間まで	6日から28日まで

(改正後の接種間隔の図表)



※ (起算日は接種の翌日から)

接種における間隔は実質上 1 日しか変化はないため、これによりなにか医学的に影響があることは合理的な見地からは考えられない。

### ○改正へ向けた実質的な作業 省令改正（予防接種実施規則）

#### 第 9 条

現行	ジフテリア、百日せき及び破傷風の第 1 期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを <u>3週間から8週間までの間隔</u> において 3 回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする。
改正案	ジフテリア、百日せき及び破傷風の第 1 期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを <u>20日から56日までの間隔</u> において 3 回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする。

#### 第 12 条

現行	急性灰白髄炎の定期の予防接種は、三価混合の経口生ポリオワクチンを <u>6週間以上の間隔</u> において 2 回経口投与するものとし、接種量は毎回 0.05 ミリリットルとする。
改正案	急性灰白髄炎の定期の予防接種は、三価混合の経口生ポリオワクチンを <u>41日以上の間隔</u> において 2 回経口投与するものとし、接種量は毎回 0.05 ミリリットルとする。

#### 第 15 条

現行	日本脳炎の第 1 期の予防接種の初回接種は、日本脳炎ワクチンを <u>1週間から4週間までの間隔</u> において 2 回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする。ただし、接種量は 3 歳未満の者にあっては 0.25 ミリリットルとする。
改正案	日本脳炎の第 1 期の予防接種の初回接種は、日本脳炎ワクチンを <u>6日から28日までの間隔</u> において 2 回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする。ただし、接種量は 3 歳未満の者にあっては 0.25 ミリリットルとする。

## 平成19年度全国衛生部長会協議事項

### 予防接種の接種間隔について（福岡県）

○三種混合の1期初回接種は、3週間から8週間の間隔で3回接種することとなっており、日本脳炎の1期初回接種は1週間から4週間の間隔で2回接種することとなっている。このことについて、医療機関等では接種間隔での混乱がおきているため、下記事項についての回答を要望する。

#### 問1 接種を受けやすい体制の確立について対応如何。

現在、月曜日に1期初回の1回目を接種すると、2回目の接種は早くとも3週後の火曜日以降になる。次回接種日が月曜日の方が医療機関では接種体制が整いやすく、保護者は間違いにくいと思われる。

#### 問2 接種間隔を「週」明記ではなく、「日数」での明記での対応如何。

○他との予防接種の間隔については、以前、生ワクチンは「4週間以上」、不活化及びトキソイドは「1週間以上」となっていたが、現在、生ワクチンは「27日以上」、不活化及びトキソイドは「6日以上」となっている。接種間隔においても「日数」で明記すれば市町村や医療機関での混乱は起こりにくいと思われる。